## 「池田市建築基準法第56条の2第1項ただし書許可取扱い基準」

## 【目的】

この基準は、建築基準法(以下「法」という。)第56条の2第1項ただし書 許可に関し、必要な事項を定めることにより、法の適正な運用を図るとともに、 行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

## 【許可基準】

- 第1条 次条に該当するものは、建築審査会に諮問し判断を仰ぐものとする。
- 第2条 法第56条の2第1項ただし書許可において、周囲の居住環境を害するおそれがないと認められるもの。

# 【一括同意基準】

- 第1条 許可基準の第2条に該当し、かつ、次条に該当するものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱う。
- 第2条 不適格な日影の部分が法第3条第2項に該当する建築物及びその敷地において増築を行う場合で、増築を行う建築物の部分の高さが、法別表第4(は)の各項及び大阪府建築基準法施行条例第69条第2項に掲げる平均地盤面からの高さ(以下「日影測定面の高さ」という。)の水平面より低いもの。
  - 2 前項における「その敷地」については、冬至の日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、増築後の日影測定面の高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲において、新たに日影となる部分を生じさせない敷地の変更を含むものとする。
- 第3条 市長は第1条に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告する こととする。

#### 附則

### (施行期日)

1 この許可取扱い基準は、令和5年2月10日から施行する。

(図)

日影測定面の高さ



上図のように建築物の高さが日影測定面より 下になるため、日影は現れない。